

日本ラテンアメリカ学会倫理綱領

(趣旨)

日本ラテンアメリカ学会は、ラテンアメリカおよびその関連地域の研究、調査、教育、国際交流、および学会運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則として、ここに「日本ラテンアメリカ学会倫理綱領」を定める。会員は本綱領を尊重し、遵守するものとする。

第1条（公正と信頼の確保）

会員は、自らの活動にあたって、公正と信頼の確保に努めなければならない。

第2条（法令の遵守）

会員は、自らの活動にあたって、法令を遵守し、誠実に行動しなければならない。

第3条（プライバシーの保護と人権の尊重、説明責任）

会員は、自らの活動にあたって、プライバシーを保護し、また人権を尊重しなければならない。とくにフィールドにおける調査やアンケート調査などを行うにあたっては、調査対象となる人々や諸団体に対して十分な説明責任を果たすとともに、けっしてプライバシーや人権を侵害してはならない。

第4条（研究倫理の遵守）

会員は、剽窃や盗用、著作権の侵害、データの捏造や改竄など、研究倫理に反する行為をしてはならない。

第5条（研究資金の適正な使用）

会員は、研究資金を適正に使用しなければならない。

第6条（研究成果の社会的還元）

会員は、研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表と社会的還元に努めなければならない。

第7条（差別の禁止）

会員は、思想信条、性別、年齢、出自や民族的背景、心身の状態、家族状況などによる差別を行ってはならない。

第8条（ハラスメントの禁止）

会員は、ハラスメントにあたるあらゆる行為をしてはならない。

第9条（綱領の制定と改正）

本綱領の制定や改正は、総会における承認によって行う。

(2018年6月2日制定)